



2026年2月13日

各 位

会社名 瀧上工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧上 晶義
(コード：5918 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 執行役員管理本部長 香村 哲也
(電話番号：0569-89-2101)

従業員向けインセンティブ・プランに係る自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ・プランとして自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年3月3日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式4,000株
(3) 処分価額	1株につき7,350円
(4) 処分総額	29,400,000円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年2月14日付取締役会において、当社従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、現在に至るまで本制度を継続しております。

本制度の概要につきましては、2018年2月14日付「従業員向け株式交付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定済みである信託(以下「本信託」といいます。)の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式交付規程に基づき、信託期間中の当社従業員の職位等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数2,697,600株に対し、0.15%（2025年9月30日現在の総議決権個数20,868個に対する割合0.19%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	従業員のうち株式交付規程及び信託契約に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2018年3月5日
信託の期間	2018年3月5日～2028年5月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月12日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である7,350円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以 上